

市県民税が変わります

税制改正に伴い、平成18年度の市県民税が変わります。納付書で納付(口座振替)している(普通徴収)かたには、6月1日付けで納付書を発送します。給料から市県民税が差し引かれる(特別徴収)かたには、会社を通じて、5月末までに税額の通知書が配布されます。

市県民税

前年中の所得に応じて納めていただく地方税で、均等割と所得割の合計額です。対象となる所得や控除、差し引くもの(などは所得税(国税)とほぼ同様です(金額などに差があります))。

学校などを卒業して就職した年は、前年に所得が無ければ、市県民税は課税されません。退職した年は、現時点で所得が無くなった場合でも、前年の所得に基づいて市県民税が課税されます。

普通徴収

市県民税を6月、8月、10月、翌年1月の年4回、納付書で納付(口座振替)する方法です。

特別徴収

給与所得者が対象で、市県民税を毎月の給料から会社が差し引いて、市に納付する方法です。6月から翌年5月までの12回で全額納付します(年の途中での就職時や退職時は異なります)。

市県民税のしくみ

均等割

一定額(4,000円)

+

所得割

所得に応じて金額が決定されます。

=

市県民税

普通徴収は年4回、特別徴収は年12回で納付します。
就職・退職した場合は回数が変わります。

所得割額の計算のしかた

収入

- ・給与収入
- ・事業収入
- ・年金収入 等々

-

必要経費等

- ・給与所得控除
- ・事業経費
- ・公的年金控除 等々

=

①所得金額

(一時所得や総合譲渡所得等には特別控除後や、さらに2分の1後の金額とするなどの規定があります)

①所得金額

-

所得控除額

- ・基礎控除
- ・扶養控除
- ・配偶者控除
- ・社会保険料控除
- ・医療費控除 等々

=

②課税所得金額

(千円未満切り捨て)

(算出所得割額)

②課税所得金額

×

税率

税額控除

- ・配当控除
- ・外国税額控除 等々

課税所得金額	市民税		県民税	
	税率	速算控除	税率	速算控除
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超～700万円以下	8%	100,000円	3%	70,000円
700万円超	10%	240,000円	3%	70,000円

- 定率控除額

- 配当割額控除額

= 所得割額

計算の例

課税所得金額が500万円の場合の算出所得割額

500万円 × 8% - 10万円 = 30万円(市民税)
(課税所得金額) (税率) (速算控除)

500万円 × 2% = 10万円(県民税)
(課税所得金額) (税率)

分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

問 税務課

☎ 49

(内線 216)